

平成29年度第11回庁議提案  審議・報告・その他

提出日：平成29年9月4日

担当部・課：建設部道路課 [内線 5651]

復興政策部復興政策課 [内線 4212]

<b>① 件 名</b>
仙台法務局との包括連携協定の締結について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 法務省による被災3県の震災復興支援事業として、石巻市を対象とした登記所備付地図作成作業の実施について、平成28年12月に仙台法務局より提案された。両者間で協議の結果、準備期間を含めて平成30年度から4か年にわたり実施することが、本年2月に決定され、調査対象地区の選定について協議等を行ってきたところである。 この協議において、仙台法務局から、地図作成作業を契機とし、本市と関連する事務の相互連携の更なる強化を図り、東日本大震災からの復旧・復興と街づくりの推進等に資するため、包括連携協定の申入れを受けたものである。
<b>【目的】</b> 本市と仙台法務局との相互の連携の更なる強化を図り、もって東日本大震災からの復旧・復興に向けた街づくりの推進等に資するもの。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成29年7月 仙台法務局より協定締結の申入れ 8月 庁内関係各課と仙台法務局との事務打合せ会の開催
<b>⑤主な内容</b>
包括連携に関する協定 1 連携事項 (1) 東日本大震災からの復興に向けた中心市街地の街づくりのための地図整備に関すること。 (2) 大規模災害時における復旧・復興支援に関すること。 (3) 相互連携による相続登記の促進に関すること。 (4) 住民サービスの向上等に関すること。  2 協定締結期間 締結の日から、本市において登記所備付地図作成作業が終了する平成34年3月末までとするが、それ以降は1年ごとに更新する。

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】          本市と仙台法務局が相互に連携を強化することにより、復興の更なる前進、地籍調査業務の再開及び相続や法的な相談など市民生活に直結したニーズにも対応できる。          なお、登記所備付地図作成作業は、主に石巻駅周辺地区を対象とし、事業費及びこれに係る人件費は全額国費対応である。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>法務局と自治体が包括連携協定を締結することは、全国初の取組みである。</p> <p>[参考事例]          国の機関が自治体と包括連携協定を締結した類似の事案としては、東北財務局が県南の5市町（柴田町、七ヶ宿町、白石市、丸森町及び川崎町）と地域活性化に関する包括連携協定を平成28年度中に締結している。</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成29年9月19日 協定締結式</p>
<p>⑨その他</p>
<p></p>